



千葉ロッテマリーンズのイースタン・リーグ戦では来場者を笑顔でおもてなし

「じゃじゃええ」スポーツを楽しむ

スポーツボランティア

スポーツには「する」、「みる」のほか、「ささえる」という楽しみ方があります。スポーツボランティアの活動を通じて、スポーツを支える楽しさを体感してみませんか。

イベント開催に
欠かせない存在

市と市体育協会が連携して行うスポーツボランティア事業には、現在、20代から80代までの約100人が登録。市内で開催されるスポーツイベントで、運営をサポートする担い手として欠かせない存在となっています。

どんなことをするの?

スポーツボランティアの活動内容は、大きく分けて、一般ボランティアと専門ボランティアの2種類があり、自分が希望するボランティアに登録することができます。

一般ボランティア
来場者の受け付けや会場案内、イベント補助、参加者

いちほ



「楽しく、充実した時間を過ごせます」

スポーツボランティア 外崎弘文さん



私は一般ボランティアとして世界女子ソフトボール選手権大会や市原高滝湖マラソンなどに参加し、会場案内やパンフレットの配布、ランナーへの給水といった業務を担当しました。

活動をする中で、スポーツイベントならではの会場の雰囲気を楽しみながらその場の一員になれたり、時には「ありがとう」と感謝されたりと、時間を有意義に使えたと思えて、とても充実感があります。また、自分とは違う世代の人とも知り合えて、いろいろな人と一緒に活動できるのが楽しいですね。

への給水、会場周辺の環境美化活動などの業務で、当日参加するボランティアの皆さんで分担して行います。

専門ボランティア
競技審判員や外国語通訳、手話通訳や医療救護などで、各自の経験に応じた専門的な業務を行います。

これまでの活動

市少年相撲教室や市原高滝湖マラソンといった市民が選手として参加するものをはじめ、世界女子ソフトボール選手権大会、ラグビー日本代表候補の強化試合、千葉ロッ

登録者を
募集しています

テマリーンズイースタンリーグなど、国際大会やプロ選手が参加するイベントでも活躍しています。

今後は、1月11日(土)に開催する市原高滝湖マラソンでの活動を予定しています。

このイベントをはじめ、地域で行われるさまざまなスポーツイベントを支え、盛り上げるために、スポーツボランティアの力を必要としています。ぜひ、ご登録ください。

なお、スポーツボランティアの活動は、いちほポイントの対象事業です。

登録できる人

各種スポーツレクリエーションに関心がある18歳以上の(高校生を除く)

登録方法

市体育協会にある申請書(同協会ウェブサイトからダウンロード可。http://ichispo.com/)に必要事項を書き、窓口か郵送(アクセス、eメールで申し込む)。

申請・問合せ先

市体育協会
 〒290-0011
 能満1474-1
 ☎(42)7712
 FAX(42)7713
 ichispo2020@nifty.com

台風15号・19号や21号に伴う大雨で被災された方への支援などの情報

詳しくは問合せ先にご相談ください

被災住宅の応急修理費用を補助

台風や大雨の被害により、半壊か一部損壊となった住宅の、日常生活に不可欠な部分の応急的な修理費用を補助します。

条件 次の全てを満たす。(1)住宅が、り災証明書で「半壊」か「一部損壊」の判定を受け、自分の資金で応急修理できない。(2)修理後に引き続きその住宅に居住する。

対象 台風や大雨の被害と直接関係する修理。ただし、次のものは対象外
 (1)通電火災による被害 (2)内装 (3)家電製品

受付場所 市役所第1庁舎1階市民プラザ

住宅の状況	1世帯あたりの助成額
「一部損壊」で損害割合が10%以上	30万円を上限として、市が工事業者に費用を支払います。 ※工事費用が150万円を超えるときは、超えた額の20%(上限20万円)を別途支給
「一部損壊」で損害割合が10%未満	10万円を超える工事に対し、50万円を上限として、工事費用の20%を支給します。
「半壊」か「一部損壊」で災害救助法の支援の対象外	

問合せ先 相談コールセンター(午前9時~午後5時15分) ☎(22)1115

被災した家屋の公費撤去

対象 (1)台風15号・19号の被害により、り災証明書で「半壊」以上の判定を受けた家屋
 (2)台風21号に伴う大雨の被害により、り災証明書で「全壊」の判定を受けた家屋
内容 損壊家屋の所有者の意向を確認のうえ、市による撤去などを行います。なお、所有者などが自らの費用で撤去した場合には、費用の償還などを行います。

問合せ先 クリーン推進課 ☎(23)9053

固定資産税の減免と家屋を取り壊したときの届出

(1)固定資産税の減免 台風や大雨の被害により、り災(被災)証明書で「半壊」以上のときは、災害を受けた日の時点で納期を迎えていない固定資産税を減免します。

対象 固定資産税が課税されている家屋(住宅や物置など)
申請方法 固定資産税課にある申請書(市ウェブサイトからダウンロード可)に必要事項を書き、り災(被災)証明書の写し、納税通知書(郵送時は写し)を添え、窓口か郵送で申請する。

(2)家屋を取り壊したときの届出 台風や大雨の被害により、12月31日までに家屋を取り壊したときは、「家屋滅失届」の提出が必要です。

対象 固定資産税が課税されている家屋(住宅や物置など)
提出方法 固定資産税課にある家屋滅失届(市ウェブサイトからダウンロード可)に必要事項を書き、業者からの解体証明書(任意様式)と、可能であれば取り壊したことが分かる写真を添え、窓口か郵送で提出する。

申請・提出・問合せ先 固定資産税課(〒290-8501) ☎(23)9812